

第56回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

当 事 業 年 度 の 事 業 の 状 況
企 業 集 団 の 財 産 及 び 損 益 の 状 況 の 推 移
主 要 な 事 業 内 容
主 要 な 事 業 所
従 業 員 の 状 況
主 要 な 借 入 先 の 状 況
そ の 他 企 業 集 団 の 現 況 に 関 す る 重 要 な 事 項
新 株 予 約 権 等 の 状 況
会 計 監 査 人 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社タカミヤ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書
面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が解消され、景気は回復基調で推移いたしました。一方で、長引くロシア・ウクライナ問題に加え中東情勢の激化など新たな地政学リスク等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社グループは2021年5月31日発表の中期経営計画において、「トランスフォームにより新たな価値を創造し、お客様のパートナー企業となることで、持続的な成長を目指す。」という経営ビジョンを掲げ、新たなビジネスモデルへの転換を進め、特に、2023年5月31日に発表しましたIqシステム購入顧客に対して高付加価値サービスを提供する「タカミヤプラットフォーム」を推進してまいりました。

「タカミヤプラットフォーム」で提供する全サービスをWEB上で利用できるインターフェース「OPERA」、建設用仮設機材の購入や売却を自由に行うことができるデジタルマーケット「Iq-Bid（アイキュービッド）」をはじめとした機能拡充を進め、主要サービスであるIqシステムの運用マネジメントサービス「OPE-MANE」のユーザーアカウント社数も増加してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高44,127百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益3,404百万円（前年同期比51.1%増）、経常利益3,580百万円（前年同期比49.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,887百万円（前年同期比29.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（販売事業）

仮設部門において、「タカミヤプラットフォーム」に対する関心は高く、新規調達、入替及び追加の購入案件の引き合いはあるものの、資材価格の高騰、人材不足等による工事延期や、日銀による金融緩和縮小などの先行き不透明な状況を懸念し、購入時期の延期がありました。結果、売上は低調に推移いたしました。一方で、「タカミヤプラットフォーム」の普及に伴い、「OPE-MANE」をはじめとした高付加価値サービスが評価された結果、「タカミヤプラットフォーム」における建設用仮設機材の取引価格が上昇し、利益率改善に寄与いたしました。

仮設部門以外においては、太陽光関連資材売上において、前期より継続していたメガソーラー大型案件が一巡し、売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高12,597百万円（前年同期比4.3%減）、営業利益1,701百万円（前年同期比43.0%増）となりました。

（レンタル事業）

建築分野において首都圏の維持修繕工事を中心にレンタル需要は依然として高く、土木分野においても足元で現場が増加したことによりレンタル需要が増し、建設用仮設機材の貸出量は前期を上回る高水準で推移いたしました。また、機材ラインナップを拡充し、「タカミヤプラットフォーム」ユーザーに対する安定供給体制の整備や、Takamiya Lab.Westをはじめとした機材Baseにおける建設用仮設機材運用の更なる効率化を進めてまいりました。

これらの結果、売上高28,214百万円（前年同期比14.2%増）、営業利益3,691百万円（前年同期比41.4%増）となりました。

（海外事業）

製造分野では、原材料・部品の調達に大きな影響はなく、ホリーベトナム（ベトナム）、ホリーコリア（韓国）ともに建設用仮設機材の日本向け出荷が堅調に推移しております。

海外営業部門のあるホリーコリアでは、仮設部門においては、世界的な景気悪化を懸念し、日本国内同様にレンタル使用の動きが見られました。仮設部門以外においても、太陽光関連資材の販売が減少した結果、販売売上が減少いたしました。

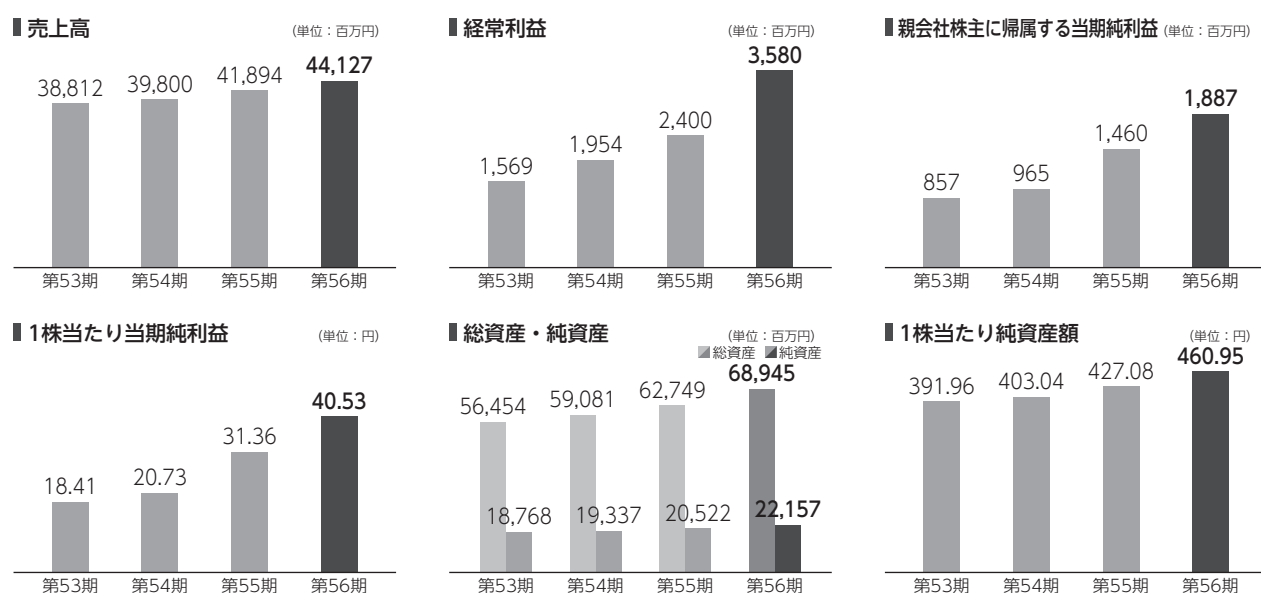
DIMENSION-ALL INC.（フィリピン）では、経済活動は回復基調にはあるものの、計画していた大型プロジェクトの計画見直しなどによる工期の変更により、売上が伸びず、前期を下回る結果となりました。

これらの結果、売上高7,897百万円（前年同期比12.1%減）、営業利益320百万円（前年同期比20.7%減）となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、自己資本を充実させるため、財務体質の健全性を維持・強化しつつ、株主のみなさまの日頃からのご支援にお応えするため、2024年5月10日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当8円とさせていただきます。これにより、期末配当金総額は372,628,160円となりました。

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第53期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第54期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第55期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第56期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売 上 高 (百万円)	38,812	39,800	41,894	44,127
経 常 利 益 (百万円)	1,569	1,954	2,400	3,580
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	857	965	1,460	1,887
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	18.41	20.73	31.36	40.53
総 資 産 (百万円)	56,454	59,081	62,749	68,945
純 資 産 (百万円)	18,768	19,337	20,522	22,157
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	391.96	403.04	427.08	460.95



主要な事業内容 (2024年3月31日現在)
建設用仮設機材の開発、製造、販売及びレンタル

主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

区分	名称 (所在地)
本社	本社 (大阪市北区)
支店	札幌 (札幌市中央区)
	仙台 (仙台市青葉区)
	新潟 (新潟市中央区)
	北関東 (茨城県東茨城郡茨城町)
	東京 (東京都中央区)
営業所	盛岡 (岩手県滝沢市)
	福島 (福島県双葉郡広野町)
	市原 (千葉県市原市)
	長野 (長野県長野市)
	静岡 (静岡県牧之原市)
工場	群馬 (群馬県桐生市)
機材Base	青森東通 (青森県下北郡東通村)
	岩手盛岡 (岩手県滝沢市)
	宮城仙台第二 (宮城県加美郡加美町)
	福島広野 (福島県双葉郡広野町)
	新潟横越 (新潟市江南区)
	新潟長岡 (新潟県長岡市)
	茨城中央 (茨城県東茨城郡茨城町)
	茨城出島 (茨城県かすみがうら市)
	茨城つくば (茨城県つくば市)
	千葉大木戸 (千葉市緑区)
	千葉市原 (千葉県市原市)
	埼玉久喜 (埼玉県久喜市)
	神奈川愛川 (神奈川県愛甲郡愛川町)
	信州長野 (長野県長野市)
	長野飯田 (長野県下伊那郡豊丘村)
	静岡吉田 (静岡県牧之原市)
	石川金沢 (石川県かほく市)
福井鯖江 (福井県鯖江市)	
東海木曾岬 (三重県桑名郡木曾岬町)	
滋賀近江八幡 (滋賀県近江八幡市)	
大阪枚方 (大阪府枚方市)	
大阪摂津 (大阪府摂津市)	
和歌山桃山 (和歌山県紀の川市)	
Takamiya Lab. West (兵庫県尼崎市)	
兵庫東条 (兵庫県加東市)	
兵庫神戸 (神戸市長田区)	
広島志和 (広島県東広島市)	
香川さぬき (香川県さぬき市)	
沖縄那覇 (沖縄県豊見城市)	

(注) 2023年4月1日付で、札幌営業所を札幌支店に昇格いたしました。また、札幌支店は2024年3月11日付で移転いたしました。
2023年4月1日付で、機材センターの名称を「機材Base」に変更いたしました。

② 子会社

会社名	本社所在地
株式会社イワタ	和歌山県紀の川市
株式会社青森アトム	青森県下北郡東通村
株式会社ヒラマツ	静岡県榛原郡吉田町
株式会社トータル都市整備	東京都中央区
株式会社キャディアン	東京都新宿区
株式会社ナカヤ機材	島根県松江市
株式会社エコ・トライ	茨城県つくばみらい市
ホリーコリア株式会社	大韓民国
ホリーベトナム有限会社	ベトナム社会主義共和国
DIMENSION-ALL INC.	フィリピン共和国

(注) 当連結会計年度より、非連結子会社であった株式会社エコ・トライは重要性が増したため、連結対象の範囲に含めております。

従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減数
レンタル事業	735 (101) 名	35名増 (88名増)
販売事業	226 (46) 名	37名減 (28名減)
海外事業	296 (89) 名	5名増 (32名減)
全社(共通)	70 (8) 名	2名減 (4名増)
合計	1,327 (244) 名	1名増 (32名増)

(注) 1. 従業員数は就業員数であります。なお、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
753名 (136名)	36名減 (55名増)	37.6歳	10.5年

(注) 従業員数は就業員数であります。なお、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	5,223百万円
株式会社みずほ銀行	5,037百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,644百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

回次	行使 価額	目的となる株式の種類 及び数	新株予約権 の個数	権利行使期間	保有者数	保有個数
第4回	1円	普通株式 新株予約権1個につき400株	900個	2011年7月16日から 2041年7月15日まで	取締役 4名	900個
第6回	1円	普通株式 新株予約権1個につき400株	1,060個	2012年7月18日から 2042年7月17日まで	取締役 4名	900個
第7回	1円	普通株式 新株予約権1個につき200株	1,060個	2013年8月14日から 2043年8月13日まで	取締役 4名	900個
第8回	1円	普通株式 新株予約権1個につき200株	420個	2014年7月17日から 2044年7月16日まで	取締役 4名	360個
第9回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	980個	2015年7月17日から 2045年7月16日まで	取締役 5名	780個
第10回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	942個	2016年7月20日から 2046年7月19日まで	取締役 5名	754個
第11回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	627個	2017年7月19日から 2047年7月18日まで	取締役 5名	570個
第12回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	471個	2018年7月18日から 2048年7月17日まで	取締役 5名	430個
第13回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	420個	2019年7月18日から 2049年7月17日まで	取締役 5名	406個
第14回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	1,295個	2020年7月17日から 2050年7月16日まで	取締役 5名	1,259個
第15回	0円	普通株式 新株予約権1個につき100株	916個	2021年7月16日から 2051年7月15日まで	取締役 6名	916個
第16回	0円	普通株式 新株予約権1個につき100株	2,386個	2022年7月15日から 2052年7月14日まで	取締役 7名	2,386個
第17回	0円	普通株式 新株予約権1個につき100株	1,492個	2023年7月19日から 2053年7月18日まで	取締役 7名	1,492個

- (注) 1. 新株予約権の行使条件及びその他条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
2. 2013年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。
3. 2015年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

- ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
1. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスクマネジメント基本規程」により、リスクカテゴリー毎の担当部署を定める。
 - (2) 法務・コンプライアンス室をリスクマネジメント担当部署に定め、全体のリスクを網羅的かつ総括的に管理する。
 - (3) 内部監査室が各部門のリスクマネジメントの状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 2. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は全社的な目標を定め、取締役及び執行役員はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。
 - (2) 月次の業績は情報システムの活用により迅速にデータ化することで、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - (3) 取締役会は、毎月、目標の進捗状況をレビューし、目標達成を阻害する要因を改善することにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
 3. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンス体制に関する規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (2) 法務・コンプライアンス室をコンプライアンス担当部署と定め、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その徹底を図るため役職員教育等を行う。
 - (3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 4. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 「文書管理規程」に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む。）を保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 重要な会議の議事録
 - ④ 予算統制に関するもの
 - ⑤ 会計帳簿、会計伝票に関するもの
 - ⑥ 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
 - ⑦ 稟議書
 - ⑧ 契約書
 - ⑨ その他「文書管理規程」に定める文書
 - (2) 取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
 5. グループ会社各社の取締役の職務に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社各社は、「関係会社管理規程」に従い、株主総会、社員総会の付議議案、取締役会の決定事項、当該会社の財産に著しい増減、変動をきたす事項、期末現在の従業員数、月次決算書、営業上重要な事項及び会社の信用に重大な影響を与える事態、重大な事故の発生した場合について、当社に報告する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (1) 当社の現状を勘案し、当面特定の監査等委員会補助使用人を設置しないが、監査等委員会が必要と認めた場合は、使用人を監査等委員会の補助にあたらせることとする。この場合、監査等委員会はあらかじめ取締役（監査等委員である取締役を除く。）に通知する。
 - (2) 前項の使用人の監査等委員会補助業務遂行について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
7. 監査等委員会の、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
8. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、又は監査等委員会が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (3) 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は次に定める事項を報告する。
 - ① 重要な会議で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ④ 内部監査状況
 - ⑤ リスクマネジメントに関する重要な事項
 - ⑥ 重大な法令又は定款の違反
 - ⑦ コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容
 - (4) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。
 - (5) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査等委員会へ伝達しなければならない。内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を明文化する。
9. 監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査室は監査の方針、計画について監査等委員会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査等委員会と緊密に連携する。
- (2) 会計監査人は定期的に監査結果の報告を監査等委員会に行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

なお、当事業年度においては、取締役会を18回（臨時取締役会を含む）、監査等委員会を13回（臨時監査等委員会を含む）、執行幹部会議を12回開催し、法令・定款への適合性と業務の適正性の観点から審議を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行体制

「取締役会規程」に則り、取締役会を18回（臨時取締役会を含む）開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行っております。また、社外取締役により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

なお、取締役会議事録や稟議書等の関連情報は「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理され、取締役及び監査等委員である取締役が常時閲覧できる体制を整備しております。

ハ. コンプライアンスの推進及びリスクの管理

当社はコンプライアンス推進とリスク管理体制を構築するため、「コンプライアンス・マニュアル」及び「企業行動規範」並びに「リスクマネジメント基本規程」を制定しております。入社時研修や全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施、社内外の複数の通報窓口の運営等により、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。なお、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部統制基本方針」及び「内部通報規程」に明記しております。

また、内部監査室が各部門におけるリスクを監査するほか、リスクマネジメント担当部署である法務・コンプライアンス室がリスク・コンプライアンス委員会を開催し、各部門におけるリスク及び従業員等の法令順守状況について把握・管理し、取締役会に報告しております。

ニ. 当社グループの管理

当社グループ各社は毎月子会社会議を開催するほか、年1回のグループアライアンス会議を実施し、月次業績及び重要な決議事項等を随時報告しております。

また、当社グループ各社の株主総会及び取締役会決議事項等につきましては、当社取締役会において審議を行っております。また、内部監査室が当社グループ各社の内部統制監査及び業務監査を実施しております。

ホ. 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会では法令、定款及び当社「監査等委員会規程」に基づいて重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員である取締役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び経営会議等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査等委員会監査は、常勤監査等委員である取締役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項を提出することとしております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,073	流 動 負 債	22,424
現金及び預金	7,786	支払手形及び買掛金	6,746
受取手形	3,377	短期借入金	3,986
売掛金	8,649	1年内償還予定の社債	785
契約資産	6	1年内返済予定の長期借入金	5,792
商品及び製品	6,375	リース債務	364
仕掛品	1,244	未払法人税等	922
原材料及び貯蔵品	1,344	賞与引当金	564
その他	617	設備関係支払手形	391
貸倒引当金	△327	その他	2,870
固 定 資 産	39,871	固 定 負 債	24,363
有 形 固 定 資 産	35,867	社債	5,958
賃貸資産	18,240	長期借入金	14,742
建物及び構築物	5,455	リース債務	525
機械装置及び運搬具	1,463	退職給付に係る負債	1,042
土地	9,058	資産除去債務	34
リース資産	352	その他	2,059
建設仮勘定	769	負 債 合 計	46,787
その他	527	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	709	株 主 資 本	20,847
借地権	327	資 本 金	1,052
その他	381	資 本 剰 余 金	1,910
投 資 そ の 他 の 資 産	3,294	利 益 剰 余 金	17,888
投資有価証券	452	自 己 株 式	△3
差入保証金	758	その他の包括利益累計額	622
退職給付に係る資産	154	その他有価証券評価差額金	134
繰延税金資産	612	繰延ヘッジ損益	△0
その他	1,473	為替換算調整勘定	453
貸倒引当金	△156	退職給付に係る調整累計額	34
資 産 合 計	68,945	新 株 予 約 権	485
		非 支 配 株 主 持 分	201
		純 資 産 合 計	22,157
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,945

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	44,127
売上	29,699
販売費及び一般管理費	14,428
営業外収益	11,023
営業利益	3,404
受取利息	12
受取配当金	11
受取賃貸料	97
受取売却益	156
受取売却差	290
受取売却益	100
営業外費用	668
支社経常利益	269
支社経常損失	119
支社経常損失	41
支社経常損失	61
特別利益	492
特別損失	3,580
特別利益	55
特別損失	55
特別損失	1
特別損失	88
特別損失	16
特別損失	343
税金等調整前当期純利益	449
法人税、住民税及び事業税	3,186
法人税等調整額	1,187
法人税等調整額	100
法人税等調整額	1,287
当期純利益	1,898
非支配株主に帰属する当期純利益	10
親会社株主に帰属する当期純利益	1,887

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,052	1,910	16,514	△3	19,473
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△652		△652
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,887		1,887
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			138		138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,374	△0	1,374
当 期 末 残 高	1,052	1,910	17,888	△3	20,847

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	62	△1	368	△9	419	434	194	20,522
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△652
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								1,887
自 己 株 式 の 取 得								△0
連 結 範 囲 の 変 動								138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	72	1	85	43	203	50	6	260
連結会計年度中の変動額合計	72	1	85	43	203	50	6	1,635
当 期 末 残 高	134	△0	453	34	622	485	201	22,157

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結子会社の数 10社
主要な連結子会社の名称
株式会社イワタ
株式会社キャディアン
株式会社ヒラマツ
株式会社青森アトム
株式会社トータル都市整備
ホリーコア株式会社
ホリーベトナム有限会社
DIMENSION-ALL INC.
株式会社ナカヤ機材
株式会社エコ・トライ
当連結会計年度より、非連結子会社であった株式会社エコ・トライは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。
- ② 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称
株式会社タカミヤの愛菜
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の関連会社数 該当ありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社3社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ロ. 棚卸資産
商品・製品・仕掛品・原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品
主として最終仕入原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 賃貸資産 | 3～8年 |
| 建物及び構築物 | 7～31年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3～17年 |
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は、ソフトウェア（自社使用）について社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社については、個々の債権の回収可能性を検討し計上しております。
- ロ. 賞与引当金
 当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金
 当社及び連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- 二. 役員退職慰労引当金
 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
 当社グループは、建設用仮設機材の開発・製造・販売及びレンタルを主たる事業とし、製品等の販売については、顧客への製品等の引き渡し時点で製品・商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。
- また、当社が請け負っている工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度については、工事原価の発生状況と直接関係があるため、予想される総工事原価に対する発生した工事原価の比率を使用しております。
- レンタルの一部収益である運搬及び労務等のサービス提供業務については、それぞれのサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。
- なお、レンタルに含まれるリース収益等については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 繰延資産の処理方法
 社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。
- ロ. 重要なヘッジ会計の方法
 ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理によっております。
 ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段…金利スワップ
 ヘッジ対象…借入金
 ヘッジ方針
 金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 ヘッジ有効性評価の方法
 金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。
- ハ. デリバティブの評価基準及び評価方法
 時価法によっております。
- 二. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ホ. のれんの償却に関する事項
 のれんの償却については、20年以内の定額法により償却を行っております。
- ヘ. 退職給付に係る負債の計上基準
 a. 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- c. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち株式会社イワタの事業年度末日は3月20日、ホリーベトナム有限会社、DIMENSION-ALL INC. は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度末日3月31日までの差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 固定資産の減損
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
減損損失343百万円、有形固定資産35,867百万円
(注) 減損損失は、賃貸用資産から生じております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- イ. 算出方法
当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としており、当社の事業用資産は主として地域性及び事業内容をもとに区分した資産グループごとに資産のグルーピングを行っており、本社、厚生施設等については、共用資産としております。資産グループごとに減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が識別された資産グループに関して、減損損失の認識の判定を行っております。
当社のレンタル事業の有形固定資産について、土地のうち1,878百万円において市場価格の著しい下落が生じていることから、減損の兆候を識別しました。認識の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当該算出方法に基づき認識した減損損失はありません。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づいて行っております。
- ロ. 主要な仮定
割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた取締役会によって承認された事業計画の主要な仮定は、レンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率及び営業利益率です。その他、関連する外部情報や、過去の実績等も考慮して算出しております。
- ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
主要な仮定であるレンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率については、見積りの不確実性が高く、その変動に伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積り額が減少することにより、翌連結会計年度において当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する可能性があります。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産（純額）612百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は907百万円）
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- イ. 算出方法
将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画・中期経営計画に基づいて行っております。
- ロ. 主要な仮定
課税所得の見積りの基礎となる取締役会によって承認された事業計画の主要な仮定は、レンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率及び営業利益率です。その他、関連する外部情報や過去の実績等も考慮して算出しております。
- ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
主要な仮定であるレンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率については、見積りの不確実性が高く、その変動に伴い、課税所得の見積り額が減少することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 割賦払いにより所有権が留保されている資産

所有権が留保されている資産

貸貸資産 2,496百万円

対応する債務

流動負債（その他） 647百万円

固定負債（その他） 1,361百万円

計 2,008百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 40,112百万円

- (3) 受取手形裏書譲渡高 2百万円

- (4) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額 180百万円

- (5) 金融機関の信用状（L/C）に対する連帯保証 25百万円（167千ドル）

- (6) 仕入債務に対する連帯保証 9百万円（1,500百万ドン）

- (7) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形 131百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
埼玉県羽生市	賃貸用資産	建物及び構築物	318百万円
		機械装置及び運搬具、その他	25百万円

当該資産は、収益性の悪化が見込まれるため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額343百万円を減損損失として計上しました。

当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には当社の事業用資産は主として地域性及び事業内容をもとに区分した資産グループ毎に、賃貸用資産は物件毎に、資産のグルーピングを行っており、本社、厚生施設等については、共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

- (2) 関係会社貸倒引当金繰入額

非連結子会社への貸付金等に対して計上したものであります。

- (3) 関係会社清算損

非連結子会社の清算に伴う損失であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	46,585,600	-	-	46,585,600
自己株式				
普通株式	7,020	60	-	7,080

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加60株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会	普通株式	372	8.0	2023年3月31日	2023年6月13日
2023年11月9日 取締役会	普通株式	279	6.0	2023年9月30日	2023年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5月10日 取締役会	普通株式	372	利益剰余金	8.0	2024年3月31日	2024年6月11日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,871,300株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額102百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
① 投資有価証券			
その他有価証券	350	350	-
② 1年内償還予定の社債	785	811	25
③ 1年内返済予定の長期借入金	5,792	5,863	70
④ 社債	5,958	5,804	△154
⑤ 長期借入金	14,742	14,685	△57
⑥ デリバティブ取引(*)	0	0	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複雑使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	350	—	—	350
デリバティブ取引	—	0	—	0

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内償還予定の社債	—	811	—	811
1年内返済予定の長期借入金	—	5,863	—	5,863
社債	—	5,804	—	5,804
長期借入金	—	14,685	—	14,685

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債、社債

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	販売事業	レンタル事業	海外事業	合計
売上高				
顧客との契約から生じる収益	12,487	15,029	3,092	30,608
その他の収益	—	13,123	395	13,519
外部顧客への売上高	12,487	28,152	3,488	44,127

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益等が含まれております。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3)会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,452百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,026
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	6
契約負債（期首残高）	110
契約負債（期末残高）	－

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 460円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円53銭 |

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,722	流動負債	19,745
現金及び預金	4,018	支払手形	2,292
受取手形	3,144	買掛金	3,891
売掛金	6,583	短期借入金	3,230
商品及び製品	5,425	1年内償還予定の社債	785
仕掛品	998	1年内返済予定の長期借入金	5,730
原材料及び貯蔵品	661	リース負債	1
前払費用	284	未払金	1,260
その他	611	未払費用	376
貸倒引当金	△4	未払法人税等	717
固定資産	38,955	未払消費税等	152
有形固定資産	30,972	賞与引当金	508
賃貸資産	16,631	設備関係支払手形	391
建物	3,130	その他	405
構築物	1,186	固定負債	23,170
機械及び装置	719	社債	5,958
車両運搬具	26	長期借入金	14,419
器具備品	429	退職給付引当金	722
土地	8,094	長期未払債	1,836
リース資産	2	資産除去債	0
建設仮勘定	753	その他	34
無形固定資産	680	の	199
借地権	327	負債合計	42,916
ソフトウェア	292	(純資産の部)	
その他	60	株主資本	17,137
投資その他の資産	7,302	資本金	1,052
投資有価証券	348	資本剰余金	1,901
関係会社株式	3,338	資本準備金	1,090
長期貸付金	2,155	その他資本剰余金	811
繰延税金資産	587	利益剰余金	14,187
差入保証金	703	利益準備金	76
その他	640	その他利益剰余金	14,110
貸倒引当金	△472	別途積立金	2,010
資産合計	60,677	繰越利益剰余金	12,100
		自己株式	△3
		評価・換算差額等	138
		その他有価証券評価差額金	138
		繰延ヘッジ損益	△0
		新株予約権	485
		純資産合計	17,761
		負債・純資産合計	60,677

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	36,297
売上原価	25,337
販売費及び一般管理費	10,960
営業外収益	8,776
営業外費用	2,183
受取利息	40
受取配当金	166
受取賃貸収入	110
売却収入	94
為替差益	238
雑収入	0
雑収入	90
営業外費用	742
支払利息	179
支払手数料	119
雑損	41
雑損	59
経常利益	399
特別利益	2,525
特別損失	6
固定資産売却益	6
固定資産除却損	1
関係会社貸倒引当金繰入額	411
関係会社株式評価損	109
減損	343
税引前当期純利益	865
法人税、住民税及び事業税	1,665
法人税等調整額	839
法人税等合計	△269
当期純利益	569
	1,096

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
					別 積	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,052	1,090	811	1,901	76	2,010	11,656	13,743
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△652	△652
当期純利益							1,096	1,096
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	444	444
当 期 末 残 高	1,052	1,090	811	1,901	76	2,010	12,100	14,187

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△3	16,693	75	△1	73	434	17,202
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△652					△652
当期純利益		1,096					1,096
自己株式の取得	△0	△0					△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			62	1	64	50	115
事業年度中の変動額合計	△0	444	62	1	64	50	559
当 期 末 残 高	△3	17,137	138	△0	138	485	17,761

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- イ. 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- イ. 商品・製品・仕掛品・原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ロ. 貯蔵品
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|------------|-------|
| 賃貸資産 | 3～8年 |
| 建物及び構築物 | 7～31年 |
| 機械装置及び器具備品 | 3～17年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、建設用仮設機材の開発・製造・販売及びレンタルを主たる事業とし、製品等の販売については、顧客への製品等の引き渡し時点で製品・商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、当社が請け負っている工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度については、工事原価の発生状況と直接関係があるため、予想される総工事原価に対する発生した工事原価の比率を使用しております。

レンタルの一部収益である運搬及び労務等のサービス提供業務については、それぞれのサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、レンタルに含まれるリース収益等については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

④ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失343百万円、有形固定資産30,972百万円

(注) 減損損失は、賃貸用資産から生じております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）587百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は688百万円）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 割賦払いにより所有権が留保されている資産
所有権が留保されている資産
- | | |
|--------|----------|
| 貸貸資産 | 2,496百万円 |
| 対応する債務 | |
| 未払金 | 647百万円 |
| 長期未払金 | 1,361百万円 |
| 計 | 2,008百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 35,541百万円
- (3) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額 180百万円
- (4) 銀行借入に対する連帯保証 780百万円 (290百万ペソ)
- (5) リース債務に対する連帯保証 418百万円
- (6) 金融機関の信用状 (L/C) に対する連帯保証 25百万円 (167千ドル)
- (7) 仕入債務に対する連帯保証 9百万円 (1,500百万ドン)
- (8) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 916百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,153百万円 |
| 短期金銭債務 | 794百万円 |
- (9) 期末日満期手形
期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。
- | | |
|------|--------|
| 受取手形 | 124百万円 |
|------|--------|

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引
- | | |
|--------------------|----------|
| 営業取引による取引高の総額 | 8,225百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高の総額 | 283百万円 |
- (2) 関係会社貸倒引当金繰入額
非連結子会社及びDIMENSION-ALL INC. への貸付金等に対して計上したものであります。
- (3) 関係会社株式評価損
DIMENSION-ALL INC. の株式減損処理に伴う評価損であります。
- (4) 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
埼玉県羽生市	貸貸用資産	構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具備品	343百万円

当該資産は、収益性の悪化が見込まれるため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額343百万円を減損損失として計上しました。

当社の減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には当社の事業用資産は主として地域性及び事業内容をもとに区分した資産グループ毎に、貸貸用資産は物件毎に、資産のグルーピングを行っており、本社、厚生施設等については、共用資産としております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	7,020	60	-	7,080

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加60株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	145
投資有価証券評価損	352
未払事業税	43
賞与引当金	155
退職給付引当金	220
長期未払金	43
株式報酬費用	148
減価償却超過額	106
繰延ヘッジ損益	0
その他	126
繰延税金資産小計	1,343
評価性引当額	△654
繰延税金資産合計	688
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△60
その他	△40
繰延税金負債合計	△101
繰延税金資産の純額	587

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)	
法定実効税率	30.58
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.72
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.91
評価性引当額	5.19
住民税均等割	2.30
税額控除	△2.58
その他	△0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.19

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ホリーベトナム(有)	所有 直接 100.0	役員の兼任	資金の貸付	-	流動資産その他	102
						長期貸付金	1,190
子会社	DIMENSION-ALL INC.	所有 直接 100.0	役員の兼任	資金の貸付(注) 2	-	長期貸付金	862
				債務保証(注) 3	1,198	-	-
子会社	(株)タカミヤの愛菜	所有 直接 100.0	資金の援助	資金の貸付(注) 4	-	流動資産その他	54
						長期貸付金	100

役員及びその近親者

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	高宮東実(注) 3	(被所有) 直接 3.7	名誉会長業務の委嘱(注) 5	名誉会長業務の委嘱(注) 5	12	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 当事業年度において、貸倒引当金繰入額323百万円を計上しております。
 3. 金融機関等からの借入金・リース債務に対して債務保証を行っております。
 4. 当事業年度において、貸倒引当金繰入額88百万円を計上しております。
 5. 当社の役員及びその近親者である高宮東実は、2006年4月1日付で取締役を退任し、名誉会長に就任いたしました。報酬額については、委嘱する業務の内容等を勘案し、取締役会にて協議の上決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 370円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円54銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

株式会社タカミヤ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 林 一 毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 容 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカミヤの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカミヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

株式会社タカミヤ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 林 一 毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 容 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカミヤの2023年4月1日から2024年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

株式会社タカミヤ 監査等委員会

常勤監査等委員 清水 靖 ㊟

監査等委員 酒谷 佳弘 ㊟

監査等委員 上甲 悌二 ㊟

監査等委員 加藤 幸江 ㊟

(注) 監査等委員酒谷佳弘、上甲悌二及び加藤幸江は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。